



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則

*4	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則 1
*5	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 2
*6	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 7
*7	職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 8
*8	職員の特勤手当に関する規則の一部を改正する規則 14
*9	職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 15
*10	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 17
*11	教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 26
*12	教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 27
*13	教育職員の第二種初任給調整手当に関する規則 32
*14	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 34
*15	警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 35
*16	警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 36
*17	警察官の特勤手当に関する規則の一部を改正する規則 42
*18	警察官の第二種初任給調整手当に関する規則 43
*19	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 45
*20	和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 47

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第4号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年和歌山県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬) 第2条 略 2～4 略 <u>5 条例第4条第5項の人事委員会規則で定める基準については、給料表適用職員等の第二種初任給調整手当の例による。</u> 6 条例第4条第7項の人事委員会規則で定める基準については、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりする。	(報酬) 第2条 略 2～4 略 5 条例第4条第6項の人事委員会規則で定める基準については、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりする。

(1)~(4) 略

(費用弁償)

第9条 平均1か月当たりの通勤所要回数が4回に満たない会計年度任用職員に対する条例第12条第2項に規定する費用弁償については、職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)第15条第8項に規定する支給単位期間(以下「支給単位期間」という。)を1か月として、任命権者が別に定める1回の通勤(職員の通勤手当に関する規則(昭和33年和歌山県人事委員会規則第20号。以下「通勤手当規則」という。))第2条第1項に規定する通勤をいう。)に係る額を、当該月の通勤の回数に応じて支給する。

2 略

(端数計算)

第10条 条例第4条第2項第2号イに規定する減額割合を乗じて得た額及び同条第6項第2号イに規定する減額割合を乗じて得た額並びに第6条第1項に規定する額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 条例第4条第2項第1号に規定する日額及び基本時間額並びに同項第2号アに規定する額並びに同条第6項第1号に規定する日額及び基本支給時間額並びに同項第2号アに規定する額並びに条例第6条第1項第1号に規定する額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額とする。

(1)~(4) 略

(費用弁償)

第9条 平均1か月当たりの通勤所要回数が4回に満たない会計年度任用職員に対する条例第12条第2項に規定する費用弁償については、職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)第15条第7項に規定する支給単位期間(以下「支給単位期間」という。)を1か月として、任命権者が別に定める1回の通勤(職員の通勤手当に関する規則(昭和33年和歌山県人事委員会規則第20号。以下「通勤手当規則」という。))第2条第1項に規定する通勤をいう。)に係る額を、当該月の通勤の回数に応じて支給する。

2 略

(端数計算)

第10条 条例第4条第2項第2号イに規定する減額割合を乗じて得た額及び同条第5項第2号イに規定する減額割合を乗じて得た額並びに第6条第1項に規定する額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 条例第4条第2項第1号に規定する日額及び基本時間額並びに同項第2号アに規定する額並びに同条第5項第1号に規定する日額及び基本支給時間額並びに同項第2号アに規定する額並びに条例第6条第1項第1号に規定する額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第9条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第5号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1アの表及びイの表を次のように改める。

ア 行政職給料表級別職務分類表

組織		職務の級									
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	
知事	共 通	※福祉主事 又は福祉 技師 ※医療主事 又は医療 技師					副 主 任				
	本 庁	※航 海 士 ※機 関 士 ※通 信 士		※主査航海士 ※主査機関士 副主査航海士 副主査機関士 検査専門	※船 長 ※機 関 長	総括課長 補佐 調 査 員 検 査 員 主任航海士 主任機関士	※室 長 分 室 長 旅券事務 長 総括検査 員		知事室長 知事室次 長 考査担当 参事 データサ イエンス 推進担当 参事	理 事 会 計 管 理 者 技 監 空 港 活 性 化 担 当 参 事	

				員	副主任航海士 副主任機関士 企画調整員 人材育成支援員			全国育樹祭推進担当参事 技 監 会計局長	
地方機関	共 通				専門技術員 調 査 員	総括専門員			
	振 興 局				出張所長 会計専門員 会計駐在員 旅券駐在員 検 査 員 入札契約統括員	※所 長 支 所 長 次 長 支所次長			
	東京事務所					次 長 企業誘致統括員			
	県税事務所				県税窓口統括員 課税事務総括促進員	次 長			
	消 防 学 校				※教務主任	副 校 長			
	防災航空センター					次 長			
	文 書 館					次 長			
	世界遺産センター					調 査 員 事 務 長			
	南紀熊野ジオパークセンター					事 務 長			
	環境衛生研究センター						次 長		
	消費生活センター					支 所 長	次 長		
	児童相談所						次 長 分 室 長		
	仙 溪 学 園						次 長		
	障害児者サポートセンター				室 長				
精神保健福祉センター						次 長			
こころの医						事務局次	事務局長		

	療センター						長			
	保 健 所						支 所 長 次 長 支所次長			
	高等看護学院					事務長代理	事 務 長	副学院長		
	公営競技事務所						次 長			
	産業技術専門学院	※職業指導員					副学院長			
	工業技術センター						副 所 長			
	水産試験場	※航 海 士 ※機 関 士 ※通 信 士		※主査航海士 ※主査機関士 副主査航海士 副主査機関士	※船 長 ※機 関 長	主任航海士 主任機関士 副主任航海士 副主任機関士				
	農林大学校				助 教	総務部長 農学部長 次 長 准 教 授	所 長 副 校 長 教 授 林業研修部長			
	和歌山下津港湾事務所						次 長			
	土砂災害啓発センター					所 長				
	県 議 会					調 査 員 副 主 任	室 長 副 室 長 総括調査員		事務局次長	
教育委員会	共 通				※指導主事 ※社会教育主事 ※教育相談主事	主任指導主事 主任社会教育主事 主任教育相談主事 ※専 門 員 副 主 任				
	本 庁	※体育指導員			※人事主事 ※政策推進員	主任人事主事 企画調整員	※室 長 教育企画員		教育企画監 局 長	
	地方機関	教育事務所			※人事主事		副 所 長			
		教育センター 一学びの丘				教育相談室長	副 所 長			
	図 書 館	※司 書		副主査司書 主査司書	総括司書 主任司書	※副 館 長 紀南図書館長				

						センター長 副主任司書				
		近代美術館					※副館長			
		博物館					※副館長 教育企画員			
		紀伊風土記の丘					※副館長 教育企画員			
		自然博物館					※副館長			
		県立学校					※事務長 事務長補佐			
警察	共通				主任					
	本部	※保健師 ※航空整備士				調査官 隊長補佐 校長補佐 師範	※監察官 管理官 次席 所長 副所長 室長 場長 センター長 首席師範	理事官	参事官	
	地方機関	警察署					会計官			
選挙管理委員会	本庁						事務局長 事務局次長			
	地方機関	分局					分局長 分局長代理			
	監査委員					調査員	総括調査員			
	労働委員会							事務局次長		
	海区漁業調整委員会						事務局長			

イ 研究職給料表級別職務分類表

組織		職務の級					
		1級	2級	3級	4級	5級	
知事	地方機関	共通			総括主任 研究員 副主任研 究員	企画員	

		工業技術センター			課長	副所長	
		農業試験場				副場長	
		農業試験場 暖地園芸センター			副所長		
		果樹試験場				副場長	
		果樹試験場 かき・もも 研究所			副所長		
		果樹試験場 うめ研究所			副所長		
		畜産試験場			副場長		
		畜産試験場 養鶏研究所			副所長		
		林業試験場				副場長	
		水産試験場				副場長	
教育委員会	地方機関	近代美術館			専門員 学芸第一課長 学芸第二課長 副主任学芸員		
		博物館			学芸課長 副主任学芸員		
		紀伊風土記の丘			専門員 学芸課長 副主任学芸員		
		自然博物館			専門員 学芸課長 副主任学芸員		
警察	本部		研究員主任	専門研究員	副所長		

別表第2エの表歯科衛生士の項及び歯科技工士の項中

短大3卒	0	1	5	別に定める	別に定める	
------	---	---	---	-------	-------	--

を

大学卒	0	5	別に定める	別に定める	
短大3卒	0	1	5	別に定める	別に定める

に改める。

別表第6エの表歯科衛生士の項及び歯科技工士の項中

--	--	--	--	--	--

短 大 3 卒 | 1 級 2 1 号 給] を

「

大 学 卒	2 級 5 号 給
短 大 3 卒	1 級 2 1 号 給

」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第6号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(扶養手当) 第8条の2 略</p> <p>第8条の3 略</p> <p>第9条 略 2～6 略</p> <p>7 任命権者は、第1項の届出を受けたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。第2項に規定する場合においても、同様とする。この場合において、次の各号に掲げる者を扶養親族と認定することはできない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 年額130万円以上（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）<u>であつては、年額150万円以上</u>の恒常的な所得があると見込まれる者</p> <p>8～10 略</p> <p><u>（条例第23条の3第3項等に規定する人事委員会規則で定める方法）</u></p> <p><u>第13条の9 条例第23条の3第3項（条例第24条第5項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する人事委員会規則で定める方法は、任命権者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と公示事項（条例第23条の3第3項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（任命権者の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>任命権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</u></p> <p>(2) <u>インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送</u></p>	<p>(扶養手当) 第8条の2 略</p> <p>第8条の3 略</p> <p>第9条 略 2～6 略</p> <p>7 任命権者は、第1項の届出を受けたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。第2項に規定する場合においても、同様とする。この場合において、次の各号に掲げる者を扶養親族と認定することはできない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 年額130万円<u>以上</u>の恒常的な所得があると見込まれる者</p> <p>8～10 略</p>

信装置をいう。)を使用するもの

第13条の10～第13条の13 略

別表第1 給料の調整額適用区分表 (第7条関係)

勤務公署	職員	調整数
略		
こころの医療センター	略	略
	(7) 病棟内において患者の相談業務に直接従事することを本務とする精神保健福祉相談員及び看護師	略
略		
家畜保健衛生所	略	略
警察本部 警備課	航空法 (昭和27年法律第231号) 第24条に掲げる一等航空整備士又は二等航空整備士の資格を有し、 <u>回転翼航空機の整備業務に直接従事することを本務とする職員</u>	1

別記第3号様式 (第13条の11関係)
略

第13条の9～第13条の12 略

別表第1 給料の調整額適用区分表 (第7条関係)

勤務公署	職員	調整数
略		
こころの医療センター	略	略
	(7) 病棟内において患者の相談業務に従事することを常例とする <u>精神保健福祉相談員</u>	略
略		
家畜保健衛生所	略	略

別記第3号様式 (第13条の10関係)
略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第13条の12を第13条の13とし、第13条の9から第13条の11までを1条ずつ繰り下げ、第13条の8の次に1条を加える改正規定及び別記第3号様式の改正規定は、同年5月21日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第7号

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当に関する規則 (昭和33年和歌山県人事委員会規則第20号) の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、新たに条例第15条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、人事委員会が定める様式の通勤届にその通勤の実情を記入の上速やかに任命権者に提出しなければならない。同項の職員が住居、通勤経路、<u>通勤方法若しくは同条第4項に規定する駐車場等 (以下「駐車場等」という。)</u>を変更し、<u>駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があった場合についても同様とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(確認及び決定)</p>	<p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、新たに条例第15条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、人事委員会が定める様式の通勤届にその通勤の実情を記入の上速やかに任命権者に提出しなければならない。同項の職員が住居、通勤経路若しくは<u>通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(確認及び決定)</p>

第4条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示又は第11条の2に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出を求め等の方法により確認し、その者が条例第15条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

2 略

第5条 略

（交通の用具）

第5条の2 条例第15条第1項第2号の人事委員会規則で定める交通の用具は、次の各号に掲げるもの（国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。）とする。

- (1) 自転車
- (2) 原動機付自転車、自動車その他の原動機付の交通用具

（定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額）

第5条の3 条例第15条第2項（職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下この項において「育児休業条例」という。）第19条（育児休業条例第25条において準用する場合を含む。）又は第27条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の人事委員会規則で定める職員は、1箇月当たりの平均通勤所要回数が10回に満たない職員とする。

2 条例第15条第2項の人事委員会規則で定める割合は、100分の50とする。

（普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第6条 普通交通機関等（条例第15条第3項に規定する新幹線鉄道等（以下「新幹線鉄道等」という。）以外の交通機関をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第7条 略

第8条 条例第15条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項及び第11条の4第4項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1)～(3) 略

2 略

第4条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求め等の方法により確認し、その者が条例第15条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

2 略

第5条 略

（普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第6条 普通交通機関等（条例第15条第4項に規定する新幹線鉄道等（以下「新幹線鉄道等」という。）以外の交通機関をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第7条 略

第8条 条例第15条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項及び第11条の2第4項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1)～(3) 略

2 略

（定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額）

第8条の2 条例第15条第2項（職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下この項において「育児休業条例」という。）第19条（育児休業条例第25条において準用する場合を含む。）又は第27条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の人事委員会規則で定める職員は、1箇月当たりの平均通勤所要回数が10回に満たない職員とする。

(自転車等使用者の支給額)

第9条 条例第15条第2項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 自転車等(自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車に限る。次号において同じ。))を除く。以下この号において同じ。)を使用する職員 次のアからナまでに掲げる自転車等の使用距離の区分に応じ、それぞれアからナまでに定める額

ア	片道5キロメートル未満	2,000円
イ	片道5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
ウ	片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7,300円
エ	片道15キロメートル以上20キロメートル未満	1万400円
オ	片道20キロメートル以上25キロメートル未満	1万3,500円
カ	片道25キロメートル以上30キロメートル未満	1万6,600円
キ	片道30キロメートル以上35キロメートル未満	1万9,700円
ク	片道35キロメートル以上40キロメートル未満	2万2,800円
ケ	片道40キロメートル以上45キロメートル未満	2万5,900円
コ	片道45キロメートル以上50キロメートル未満	2万9,100円
サ	片道50キロメートル以上55キロメートル未満	3万2,300円
シ	片道55キロメートル以上60キロメートル未満	3万5,500円
ス	片道60キロメートル以上65キロメートル未満	3万8,700円
セ	片道65キロメートル以上70キロメートル未満	4万2,200円
ソ	片道70キロメートル以上75キロメートル未満	4万5,700円
タ	片道75キロメートル以上80キロメートル未満	4万9,200円
チ	片道80キロメートル以上85キロメートル未満	5万2,700円
ツ	片道85キロメートル以上90キロメートル未満	5万6,200円
テ	片道90キロメートル以上95キロメートル未満	5万9,600円
ト	片道95キロメートル以上100キロメートル未満	6万3,000円
ナ	片道100キロメートル以上	6万6,400円

- (2) 自動車を使用する職員 次のアからハまでに掲げる自動車(自動車を使用し、かつ、自転車等(自動車を除く。))を使用する場合は、自転車等の使用距離の区分に応じ、それぞれアからハまでに定める額

ア	片道4キロメートル未満	2,000円
イ	片道4キロメートル以上8キロメートル未満	4,700円
ウ	片道8キロメートル以上12キロメートル未満	7,400円
エ	片道12キロメートル以上15キロメートル未満	1万100円
オ	片道15キロメートル以上16キロメートル未満	1万400円

2. 条例第15条第2項の人事委員会規則で定める割合は、100分の50とする。

(交通の用具)

第9条 条例第15条第1項第2号に規定する交通の用具は、次の各号に掲げるものとする。ただし、国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。

- (1) 自転車

- (2) 原動機付自転車、自動車その他の原動機付の交通用具

カ	片道16キロメートル以上20キロメートル未満	1万2,800円
キ	片道20キロメートル以上24キロメートル未満	1万5,500円
ク	片道24キロメートル以上28キロメートル未満	1万8,200円
ケ	片道28キロメートル以上32キロメートル未満	2万9,000円
コ	片道32キロメートル以上36キロメートル未満	2万3,600円
サ	片道36キロメートル以上40キロメートル未満	2万6,300円
シ	片道40キロメートル以上44キロメートル未満	2万9,000円
ス	片道44キロメートル以上48キロメートル未満	3万1,700円
セ	片道48キロメートル以上52キロメートル未満	3万3,100円
ソ	片道52キロメートル以上55キロメートル未満	3万4,500円
タ	片道55キロメートル以上56キロメートル未満	3万5,500円
チ	片道56キロメートル以上60キロメートル未満	3万5,900円
ツ	片道60キロメートル以上65キロメートル未満	3万8,700円
テ	片道65キロメートル以上70キロメートル未満	4万2,200円
ト	片道70キロメートル以上75キロメートル未満	4万5,700円
ナ	片道75キロメートル以上80キロメートル未満	4万9,200円
ニ	片道80キロメートル以上85キロメートル未満	5万2,700円
ヌ	片道85キロメートル以上90キロメートル未満	5万6,200円
ネ	片道90キロメートル以上95キロメートル未満	5万9,600円
ノ	片道95キロメートル以上100キロメートル未満	6万3,000円
ハ	片道100キロメートル以上	6万6,400円

2 条例第15条第2項第2号に規定する自動車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車とする。

(通勤手当の支給対象駐車場)

第9条の2 条例第15条第3項の人事委員会規則で定める自転車駐車場又は自動車駐車場は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 職員が通勤のために常例として利用している第2条第3項に規定する交通機関の駅、停留所等（以下この号及び次項において「通勤利用駅等」という。）の周辺にあるものであって、かつ、当該通勤利用駅等を利用するため常例として通勤に使用する前条第1項に規定する交通の用具を駐車するためのものであること。
- (2) 職員が自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第3条に規定する保管場所とするものでないこと。
- (3) 駐車料金が月又は年を単位として定められているものであること。

2 前項第1号の交通の用具を使用する通勤経路の区間（同号の通勤利用駅等と同号の職員の住居、勤務公署又は他の通勤利用駅等の間をいう。）ごとに、当該区間の当該交通の用具を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル以上でなければ

(条例第15条第3項の人事委員会規則で定める職員)
 第10条 条例第15条第3項の人事委員会規則で定める職員は、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められる職員とする。

(新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第11条 略

2 略

3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、条例第15条第3項第1号に規定する特別料金等相当額(第11条の4第4項において「特別料金等相当額」という。)の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(駐車場等の要件)

第11条の2 条例第15条第4項の人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 勤務公署の周辺又は第4条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして人事委員会が定める経路上にある交通機関の駅、停留所その他の発着場所の周辺にある施設であること。
- (2) その利用について職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者を含む。)若しくは条例第14条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める施設でないこと

ばならない。ただし、第5条各号のいずれかに該当する職員で、当該交通の用具を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものにあつては、この限りでない。

(1か月当たりの駐車料金の算出方法等)

第9条の3 前条第1項の自転車駐車場又は自動車駐車場の1か月当たりの駐車料金の額の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1か月を単位として定められている駐車料金を負担する場合にあつては、当該駐車料金の額とする。
 - (2) 前号に規定する駐車料金以外の駐車料金(月又は年を単位として定められているものに限る。)を負担する場合にあつては、当該駐車料金の額を当該駐車料金に係る期間の月数で除して得た駐車料金の額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
 - (3) 2以上の自転車駐車場又は自動車駐車場を利用する場合にあつては、それぞれの自転車駐車場又は自動車駐車場の駐車料金について、第1号又は第2号の算出方法により算出した1か月当たりの駐車料金の額の合計額とする。
- 2 条例第15条第3項に規定する1か月当たりの駐車料金の額の2分の1に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(条例第15条第4項の人事委員会規則で定める職員)

第10条 条例第15条第4項の人事委員会規則で定める職員は、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められる職員とする。

(新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第11条 略

2 略

3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、条例第15条第4項第1号に規定する特別料金等相当額(次条第4項において「特別料金等相当額」という。)の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自転車等の駐車のための施設の状況、職員の事情その他の考慮すべき事情により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適当であると人事委員会が認めるときは、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第11条の3 条例第15条第4項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円)とする。

- (1) 一の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額
- ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額
- イ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によって定めた期間に限る。)が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
- ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 人事委員会が定める額
- (2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

(支給日等)

第11条の4 略

2・3 略

4 条例第15条第6項の人事委員会規則で定める通勤手当は、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、同条第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)及び同条第4項第1号に定める額の合計額(第12条の2第2項において「1か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。)が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第15条第6項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

(返還の事由及び額等)

第12条の2 条例第15条第7項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 略
- (2) 通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3)・(4) 略

2・3 略

(支給日等)

第11条の2 略

2・3 略

4 条例第15条第6項の人事委員会規則で定める通勤手当は、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、同条第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額(第12条の2第2項において「1か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。)が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第15条第6項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

(返還の事由及び額等)

第12条の2 条例第15条第7項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 略
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3)・(4) 略

2・3 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(施行日前から駐車場等を利用している職員の届出)

2 この規則の施行の日 (以下この項において「施行日」という。) 前から駐車場等 (職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (令和8年和歌山県条例10号) による改正後の職員の給与に関する条例 (昭和28年和歌山県条例第51号) 第15条第4項に規定する駐車場等をいう。) を利用している職員であつて、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至つた者は、この規則による改正後の職員の通勤手当に関する規則第3条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

和歌山県人事委員会規則第8号

職員の特勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の特勤手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特勤手当に関する規則 (昭和58年和歌山県人事委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手当の額) 第3条 特勤手当の月額、給料及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる特勤手当の級別区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 1級地 <u>100分の4</u> (2) 2級地 <u>100分の8</u> (3) 3級地 <u>100分の12</u></p> <p>2 前項の特勤手当の級別区分は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>(端数計算) 第4条 前条第1項の規定による特勤手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって、当該特勤手当の月額とする。</p> <p>(報告) 第5条 略 2 略 3 前2項に定める場合のほか、任命権者は、特勤手当及びその級別区分の見直しを行うに際して人事委員会に報告を求めた場合は、特勤手当の所在地における生活環境等の実情について、別記様式により人事委員会に報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>	<p>(手当の額) 第3条 特勤手当の月額、別表の級別区分欄に掲げる公署の級別区分に応じ、次の各号に掲げる額 (地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号) 第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成7年和歌山県条例第6号) 第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。) とする。</p> <p>(1) 1級地 <u>4,000円</u> (2) 2級地 <u>7,000円</u> (3) 3級地 <u>1万円</u></p> <p>(報告) 第4条 略 2 略 3 前2項に定める場合のほか、任命権者は、特勤手当の所在地における生活環境等の実情について、5年ごとに、別記様式により人事委員会に報告するものとする。</p> <p>(特勤手当の見直し) 第5条 特勤手当及び級別区分については、5年ごとに見直すことを例とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (条例附則第17項の規定の適用を受ける職員の手当の額)</p>

別記様式 (第5条関係)
略

4 条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

別記様式 (第4条関係)
略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第9号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和39年和歌山県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

組 織	支給区分	部長又は部長相当職		次長又は次長相当職		課長又は課長相当職			課長補佐 又は課長 補佐相当職
		1 種	2 種	3 種	4 種	4 種	5 種	6 種	
知 事	本 庁	理 事	参 事	知事室長	参 事	課 長	旅券事務長	副 課 長	
		部 長	技 監	局 長	考査担当参事		企 画 員	主 幹	
		会計管理者	空港活性化担当参事	技 監	データサイエンス推進担当参事		室 長	分 室 長	
					全国育樹祭推進担当参事			総括検査員	
地方機関	共 通				参 事		企 画 員	総括専門員	
								総括研究員	
								主 幹	
振興局	振興局		局 長	局 長			部 長	副 部 長	
							支 所 長	支 所 次 長	
							海南工事事務所長	海南工事事務所次長	
							紀の川流域下水道事務所長	紀の川流域下水道事務所次長	
東京事務所	東京事務所			所 長			ダム管理事務所長	近畿自動車道紀南高速事務所次長	
							近畿自動車道紀南高速事務所長		
							次 長		
							企業誘致統括員		

県税事務所				所 長			次 長
消防学校						校 長	副 校 長
防災航空センター						所 長	
文 書 館						館 長	次 長
世界遺産センター				所 長			事 務 長
南紀熊野ジオパークセンター						所 長	
環境衛生研究センター				所 長			次 長 部 長
鳥獣保護センター						所 長	
消費生活センター						所 長	
動物愛護センター						所 長	
中央児童相談所				所 長			次 長
紀南児童相談所						所 長	次 長 分 室 長
仙 溪 学 園						園 長	次 長
ジェンダー平等推進センター						所 長	
DV相談支援センター						所 長	
障害児者サポートセンター						所 長	
精神保健福祉センター						所 長	
こころの医療センター			院 長	事務局長			副 院 長 事務局次長 部 長 看護部副部長
保 健 所						所 長	次 長
高等看護学院			学 院 長	副 学 院 長		支 所 長 事 務 長	支 所 次 長 教 務 主 幹
なぎ看護学校						学 校 長	副 学 校 長
難病・こども保健相談支援センター						所 長	
公営競技事務所						所 長	次 長
産業技術専門学院						学 院 長	副 学 院 長
工業技術センター				所 長			副 所 長 部 長
農業試験場						場 長	副 場 長
農業試験場暖地園芸センター						所 長	
果樹試験場						場 長	副 場 長
果樹試験場かき・もも研究所						所 長	
果樹試験場うめ研究所						所 長	
畜産試験場						場 長	
畜産試験場養鶏研究所						所 長	
林業試験場						場 長	副 場 長
水産試験場						場 長	副 場 長

		農作物病害虫防除所						所 長	
		家畜保健衛生所					所 長		
		農林大学校					校 長	副 校 長	
							所 長	教 授	
								林業研修部長	
		和歌山下津港湾事務所					所 長	次 長	
県	議 会	事務局 長		事務局次長		課 長	室 長	副 課 長	
								副 室 長	
								統括調査員	
教育委員会	本 庁			局 長		課 長	室 長	副 課 長	
								主 幹	
	地方機関	教育事務所					所 長	副 所 長	
		教育センター学びの丘					所 長	副 所 長	
		図 書 館					副 館 長	紀南図書館長	
								主 幹	
		近代美術館					副 館 長		
		博 物 館					副 館 長	主 幹	
		紀伊風土記の丘					副 館 長	主 幹	
		自然博物館					副 館 長	主 幹	
		県立学校						事 務 長	事 務 長
警察	本 部			参 事 官		課 長	室 長	次 席	
						監 察 官	センター長 (田辺運転免許センター及び新宮運転免許センターに置くものを除く。)	副 所 長	
選挙管理委員会	本 庁					事務局 長		事務局次長	
	地方機関	分 局					分 局 長		
監 査 委 員 会	事務局 長					課 長		副 課 長	
								総括調査員	
人 事 委 員 会	事務局 長					課 長		副 課 長	
労 働 委 員 会	事務局 長			事務局次長		課 長		副 課 長	
								主 幹	
海区漁業調整委員会								事務局 長	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第10号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和50年和歌山県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>職員の初任給調整手当に関する規則</u></p> <p>(目的) 第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号。以下「職員条例」という。）第20条及び第20条の2の規定に基づき、<u>職員の初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。第16条及び第17条において同じ。）の支給</u>に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(<u>第一種初任給調整手当を支給される職の範囲</u>) 第2条 職員条例第20条第1項第1号に規定する職は、<u>医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職</u>で次の第1号から第3号までに掲げるもの及び行政職給料表の適用を受ける職員の職で次の第4号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略 2・3 略 4 <u>職員条例第20条第1項第4号に規定する職は、行政職給料表、研究職給料表及び医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職で薬学に関する専門的知識を必要とするものとする。</u></p> <p>(<u>第一種初任給調整手当を支給される職員の範囲</u>) 第3条 職員条例第20条第1項の規定により<u>第一種初任給調整手当を支給される職員は、次の各号に掲げる職員とする。</u> (1) 前条第1項に規定する職に採用された職員（同項第4号に規定する職に採用された職員にあっては、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証（次号及び次条第2号において「医師免許証」という。）又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証（次号及び同条第2号において「歯科医師免許証」という。）を有する者に限る。）であって、その採用が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（第3号及び第4号並びに第7条第1項において「大学」という。）卒業の日から37年（医師法に規定する臨床研修（同項において「臨床研修」という。）を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練（同項において「実地修練」という。）を経た者にあつては38年）を経過するまでの期間（次号、次条第2号及び第10条において「経過期間」という。）内に行われたもの (2)・(3) 略 (4) <u>前条第4項に規定する職に採用された職員（薬剤師法（昭和35年法律第146号）に規定する薬剤師免許証（次条第4号において「薬剤師免許証」という。）を有する者に限る。）であつて、その採用が大学卒業の日から10年を経過するまでの期間内に行われたもの</u></p> <p>第4条 職員条例第20条第2項の規定により<u>第一種初任給調整手当を支給される職員は、第10条の職員のほか、次の各号に掲げる職員とする。</u> (1)～(3) 略 (4) <u>前条第4号に規定する期間内に新たに第2条第4項に規定する職を占めることとなった</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>初任給調整手当に関する規則</u></p> <p>(目的) 第1条 この規則は、<u>職員の初任給調整手当</u>に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(<u>職の範囲</u>) 第2条 職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号。以下「職員条例」という。）第20条第1項第1号に規定する職は、<u>医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職</u>で次の第1号から第3号までに掲げるもの及び行政職給料表の適用を受ける職員の職で次の第4号に掲げるものとする。 (1)～(4) 略 2・3 略</p> <p>(<u>職員の範囲</u>) 第3条 職員条例第20条第1項の規定により<u>初任給調整手当を支給される職員は、次の各号に掲げる職員とする。</u> (1) 前条第1項に規定する職に採用された職員（同項第4号に規定する職に採用された職員にあっては、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証（次号及び次条第2号において「医師免許証」という。）又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証（次号及び同条第2号において「歯科医師免許証」という。）を有する者に限る。）であつて、その採用が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（第3号及び第7条第1項において「大学」という。）卒業の日から37年（医師法に規定する臨床研修（同項において「臨床研修」という。）を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練（同項において「実地修練」という。）を経た者にあつては38年）を経過するまでの期間（次号、次条第2号及び第10条において「経過期間」という。）内に行われたもの (2)・(3) 略</p> <p>第4条 職員条例第20条第2項の規定により<u>初任給調整手当を支給される職員は、第10条の職員のほか、次の各号に掲げる職員とする。</u> (1)～(3) 略</p>

職員で薬剤師免許証を有するもの

第5条 前2条の職員のうち、部内の他の職員との均衡等を考慮して給与上特別の措置がとられた職員については、第一種初任給調整手当の全部又は一部を支給しないことができる。

第6条 第3条及び第4条の規定にかかわらず、第一種初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年(第2条第3項に規定する職を占める職員にあっては15年、同条第4項に規定する職を占める職員にあっては10年)に達している職員には、第一種初任給調整手当は支給しない。

(第一種初任給調整手当の支給期間及び支給額)

第7条 第一種初任給調整手当の支給期間は35年(第2条第3項に規定する職を占める職員にあっては15年、同条第4項に規定する職を占める職員にあっては10年)とし、その月額^は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(第14条において「育児短時間勤務職員等」という。)にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号。第14条において「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数に乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。この場合において、大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は第4条に規定する職員となった日までの期間が4年(第2条第1項又は第2項に規定する職を占める職員であって臨床研修を経たもの^にあっては6年、同条第1項又は第2項に規定する職を占める職員であって実地修練を経たもの^にあっては5年、同条第3項又は第4項に規定する職を占める職員にあっては1年)を超えることとなる職員(同条第1項又は第2項に規定する職を占める職員であって学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は第4条に規定する職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間第一種初任給調整手当が支給されていたものとする。

2 第一種初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年和歌山県条例第5号)第2条第1項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号)第2条第1項の規定により派遣された場合における当該職員に対する別表の適用については、当該休職の期間(職員条例第26条の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。)又は当該派遣の期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

3 第1項後段に規定する職員のうち同項後段の規定により第一種初任給調整手当の月額が別表に掲げられていないこととなった職員で特別の事情があると認められるものについて任命権者

第5条 前2条の職員のうち、部内の他の職員との均衡等を考慮して給与上特別の措置がとられた職員については、初任給調整手当の全部又は一部を支給しないことができる。

第6条 第3条及び第4条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年(第2条第3項に規定する職を占める職員にあっては15年)に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

(支給期間及び支給額)

第7条 初任給調整手当の支給期間は35年(第2条第3項に規定する職を占める職員にあっては15年)とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数に乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。この場合において、大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は第4条に規定する職員となった日までの期間が4年(第2条第1項又は第2項に規定する職を占める職員であって臨床研修を経たもの^にあっては6年、同条第1項又は第2項に規定する職を占める職員であって実地修練を経たもの^にあっては5年、同条第3項に規定する職を占める職員にあっては1年)を超えることとなる職員(同条第1項又は第2項に規定する職を占める職員であって学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は第4条に規定する職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年和歌山県条例第5号)第2条第1項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号)第2条第1項の規定により派遣された場合における当該職員に対する別表の適用については、当該休職の期間(職員条例第26条の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。)又は当該派遣の期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

3 第1項後段に規定する職員のうち同項後段の規定により初任給調整手当の月額が別表に掲げられていないこととなった職員で特別の事情があると認められるものについて任命権者があら

があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する第一種初任給調整手当の月額及び支給期間は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

第8条 第3条又は第4条に規定する職員となった者(第6条に規定する職員を除く。)のうち、これらの職員となった日前に第一種初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による第一種初任給調整手当の支給期間に既に第一種初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年(第2条第3項に規定する職を占める職員にあっては15年、同条第4項に規定する職を占める職員にあっては10年)を超えることとなるものに係る第一種初任給調整手当の支給期間及び支給額は、前条第1項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間第一種初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

(第一種初任給調整手当の支給の終了)

第9条 第一種初任給調整手当を支給されていた職員が異動した場合には、異動後の職が第2条に規定する職である場合を除き、当該異動の日から第一種初任給調整手当は支給しない。

(第一種初任給調整手当の支給要件の改正の場合の措置)

第10条 第2条に規定する職又は第3条に規定する職員の要件が改正された場合において、当該改正の日(以下この条において「改正の日」という。)の前日から引き続き在職している職員のうち、改正の日前に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に第一種初任給調整手当が支給されていたこととなる職員でその者の第一種初任給調整手当の支給期間及び経過期間(第2条第3項に規定する職を占める職員にあっては第3条第3号に規定する期間、第2条第4項に規定する職を占める職員にあっては第3条第4号に規定する期間)が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正の日以降、人事委員会の定めるところにより、第一種初任給調整手当を支給する。

(第二種初任給調整手当の特定額に関して人事委員会規則で定める職員及び額)

第11条 職員条例第20条の2第1項の人事委員会規則で定める職員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下この条及び第14条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とし、当該定年前再任用短時間勤務職員の特定期額(職員条例第20条の2第1項に規定する特定額をいう。第13条、第14条及び第15条第1項において同じ。)の算定の基礎となる額として人事委員会規則で定める額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、職員条例第8条の2第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額とする。

(第二種初任給調整手当の基準額)

第12条 職員条例第20条の2第1項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額は、国家公務員の例による。

(第二種初任給調整手当の支給期間の終期)

かじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の月額及び支給期間は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

第8条 第3条又は第4条に規定する職員となった者(第6条に規定する職員を除く。)のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年(第2条第3項に規定する職を占める職員にあっては15年)を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、前条第1項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

(支給の終了)

第9条 初任給調整手当を支給されていた職員が異動した場合には、異動後の職が第2条に規定する職である場合を除き、当該異動の日から初任給調整手当は支給しない。

(支給要件の改正の場合の措置)

第10条 第2条に規定する職又は第3条に規定する職員の要件が改正された場合において、当該改正の日(以下この条において「改正の日」という。)の前日から引き続き在職している職員のうち、改正の日前に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当が支給されていたこととなる職員でその者の初任給調整手当の支給期間及び経過期間(第2条第3項に規定する職を占める職員にあっては、第3条第3号に規定する期間)が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正の日以降、人事委員会の定めるところにより、初任給調整手当を支給する。

第13条 職員条例第20条の2第1項の人事委員会規則で定める日は、特定額が基準額（同項に規定する基準額をいう。次条並びに第15条第1項及び第2項において同じ。）以上となった日の前日とする。

（第二種初任給調整手当の支給額）

第14条 職員条例第20条の2第2項の規定による第二種初任給調整手当の月額は、基準額と特定額との差額に勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じて得た数を乗じ、その額を12で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額）（定年前再任用短時間勤務職員にあっては当該額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあっては当該額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、勤務時間条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員にあっては当該額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

（第二種初任給調整手当の権衡職員の範囲等）

第15条 職員条例第20条の2第3項の人事委員会規則で定める職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして同条第1項の規定を適用するとしたならば特定額として算定されることとなる額（次項において「権衡職員特定額」という。）が基準額を下回る職員とする。

2 前項に定める職員の第二種初任給調整手当の支給期間は、同項に定める職員となった日から権衡職員特定額が基準額以上となった日の前日までとする。

3 前条の規定は、第1項に定める職員の第二種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額」とあるのは、「次条第1項に規定する権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

第16条・第17条 略

第11条・第12条 略

附則第4項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同項の表を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1項職員				2項職員	3項職員	4項職員
	1種	2種	3種	4種			
	円	円	円	円	円	円	円
1年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	52,100	50,000	30,000
1年以上2年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	52,100	47,000	27,000
2年以上3年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	52,100	44,000	24,000
3年以上4年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	52,100	41,000	21,000
4年以上5年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	52,100	38,000	18,000
5年以上6年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	52,100	35,000	15,000
6年以上7年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	50,300	32,000	12,000
7年以上8年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	48,500	29,000	9,000
8年以上9年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	46,700	26,000	6,000

9年以上10年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	44,900	23,000	3,000
10年以上11年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	43,100	20,000	
11年以上12年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	41,300	17,000	
12年以上13年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	39,500	14,000	
13年以上14年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	37,700	11,000	
14年以上15年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	36,300	8,000	
15年以上16年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	34,900		
16年以上17年未満	413,200	367,300	307,500	250,500	33,500		
17年以上18年未満	408,800	363,300	304,200	247,900	32,100		
18年以上19年未満	404,400	359,300	300,900	245,300	30,700		
19年以上20年未満	400,000	355,300	297,600	242,700	29,300		
20年以上21年未満	395,600	351,300	294,300	240,100	27,900		
21年以上22年未満	383,600	341,300	286,900	234,500	27,300		
22年以上23年未満	371,300	331,100	279,400	229,100	26,700		
23年以上24年未満	359,500	321,400	272,400	223,600	25,700		
24年以上25年未満	347,500	311,400	264,900	218,200	25,100		
25年以上26年未満	335,400	301,400	257,600	212,800	24,500		
26年以上27年未満	320,200	287,600	246,500	204,900	23,900		
27年以上28年未満	305,400	274,100	235,800	197,000	23,300		
28年以上29年未満	290,500	260,600	224,900	189,100	22,500		
29年以上30年未満	275,200	246,800	213,900	181,300	22,200		
30年以上31年未満	257,800	231,800	202,200	172,700	21,800		
31年以上32年未満	240,300	216,900	190,300	164,400	21,200		
32年以上33年未満	223,000	202,000	178,800	155,500	20,300		
33年以上34年未満	192,400	177,100	159,300	142,900	19,400		
34年以上35年未満	164,400	154,100	141,300	130,800	18,700		

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員を、「4項職員」とは同条第4項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員並びに同項第3号の職を占める職員のうち同項第1号及び第2号に掲げる職以外の職で職員規則第9条の2第1項に規定する地域以外の地域又は同条第2項の規定により地域手当の級地が6級地とされる地域に所在する公署（同条第1項に規定する公署を除く。）に置かれるものを占める職員を、「3種」とは第2条第1項第3号の職を占める職員のうち職員規則第9条の2第2項の規定により地域手当の級地が5級地とされる地域に所在する公署（当該級地が1級地、2級地、3級地又は4級地とされる公署を除く。）又は当該級地が5級地とされる公署に置かれる職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員をいう。

附則第5項の見出し中「職員の」次に「第一種初任給調整手当の」を加え、同項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同項の表を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	2項職員	3項職員	4項職員
1年未満	円 36,500	円 35,000	円 21,000
1年以上2年未満	36,500	32,900	18,900
2年以上3年未満	36,500	30,800	16,800
3年以上4年未満	36,500	28,700	14,700
4年以上5年未満	36,500	26,600	12,600
5年以上6年未満	36,500	24,500	10,500
6年以上7年未満	35,200	22,400	8,400
7年以上8年未満	34,000	20,300	6,300
8年以上9年未満	32,700	18,200	4,200
9年以上10年未満	31,400	16,100	2,100
10年以上11年未満	30,200	14,000	
11年以上12年未満	28,900	11,900	
12年以上13年未満	27,700	9,800	
13年以上14年未満	26,400	7,700	
14年以上15年未満	25,400	5,600	
15年以上16年未満	24,400		
16年以上17年未満	23,500		
17年以上18年未満	22,500		
18年以上19年未満	21,500		
19年以上20年未満	20,500		
20年以上21年未満	19,500		
21年以上22年未満	19,100		
22年以上23年未満	18,700		
23年以上24年未満	18,000		
24年以上25年未満	17,600		
25年以上26年未満	17,200		
26年以上27年未満	16,700		
27年以上28年未満	16,300		
28年以上29年未満	15,800		
29年以上30年未満	15,500		
30年以上31年未満	15,300		
31年以上32年未満	14,800		
32年以上33年未満	14,200		
33年以上34年未満	13,600		
34年以上35年未満	13,100		

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- 2 この表において「2項職員」とは第2条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員を、「4項職員」とは同条第4項の職を占める職員をいう。

附則第5項の次に次の1項を加える。

(職員条例附則第17項の規定の適用を受ける職員の第二種初任給調整手当に関する読替え)

- 6 職員条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第11条の規定の適用については、同条中次の表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下この条及び第14条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)	職員条例附則第17項の規定の適用を受ける職員
当該定年前再任用短時間勤務職員	当該職員
定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額	給料月額
級	級並びに職員条例第9条第1項及び第2項並びに第10条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給
応じた額	応じた額に100分の99.38を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

職員の区分 期間の区分	1項職員				2項職員	3項職員	4項職員
	1種	2種	3種	4種			
1年未満	円 417,600	円 371,300	円 310,800	円 253,100	円 52,100	円 50,000	円 30,000
1年以上2年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	52,100	47,000	27,000
2年以上3年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	52,100	44,000	24,000
3年以上4年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	52,100	41,000	21,000
4年以上5年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	52,100	38,000	18,000
5年以上6年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	52,100	35,000	15,000
6年以上7年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	50,300	32,000	12,000
7年以上8年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	48,500	29,000	9,000
8年以上9年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	46,700	26,000	6,000
9年以上10年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	44,900	23,000	3,000
10年以上11年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	43,100	20,000	
11年以上12年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	41,300	17,000	
12年以上13年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	39,500	14,000	

13年以上14年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	37,700	11,000	
14年以上15年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	36,300	8,000	
15年以上16年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	34,900		
16年以上17年未満	413,200	367,300	307,500	250,500	33,500		
17年以上18年未満	408,800	363,300	304,200	247,900	32,100		
18年以上19年未満	404,400	359,300	300,900	245,300	30,700		
19年以上20年未満	400,000	355,300	297,600	242,700	29,300		
20年以上21年未満	395,600	351,300	294,300	240,100	27,900		
21年以上22年未満	381,600	339,000	283,300	230,500	27,300		
22年以上23年未満	365,100	324,300	271,300	219,900	26,700		
23年以上24年未満	348,600	308,800	258,800	208,900	25,700		
24年以上25年未満	332,100	293,300	246,300	197,900	25,100		
25年以上26年未満	315,600	277,300	233,800	186,900	24,500		
26年以上27年未満	298,100	260,300	218,300	173,500	23,900		
27年以上28年未満	280,600	243,300	202,800	160,100	23,300		
28年以上29年未満	263,100	226,300	187,300	146,700	22,500		
29年以上30年未満	245,100	208,800	171,800	133,300	22,200		
30年以上31年未満	227,100	191,300	155,300	119,300	21,800		
31年以上32年未満	209,100	173,800	138,800	105,300	21,200		
32年以上33年未満	190,100	155,800	122,300	90,500	20,300		
33年以上34年未満	171,100	137,300	104,300	74,000	19,400		
34年以上35年未満	152,100	118,800	86,300	57,500	18,700		

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- 2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員を、「4項職員」とは同条第4項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定（「平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。」を「平成3年法律第110号」に、「育児休業法」を「同法」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第42号）附則第9項に規定する暫定再任用職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の職員の初任給調整手当に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）第11条の規定を適用する。

3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年和歌山県条例第41号)附則第3項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第14条(改正後の規則第15条第3項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

(人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部改正)

4 人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則(昭和27年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を事務局長に委任する。 (1)～(12) 略 (13) 次に掲げる条例及び規則の規定による任命権者との協議、任命権者への承認等に関すること。 ア～タ 略 チ 職員の初任給調整手当に関する規則(昭和50年和歌山県人事委員会規則第5号) ツ～テ 略 (14)～(20) 略	第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を事務局長に委任する。 (1)～(12) 略 (13) 次に掲げる条例及び規則の規定による任命権者との協議、任命権者への承認等に関すること。 ア～タ 略 チ 初任給調整手当に関する規則(昭和50年和歌山県人事委員会規則第5号) ツ～テ 略 (14)～(20) 略

和歌山県人事委員会規則第11号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(扶養手当) 第11条 略 2～6 略 7 任命権者は、第1項の届出を受けたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。第2項に規定する場合においても、同様とする。この場合において、次の各号に掲げる者を扶養親族と認定することはできない。 (1) 略 (2) 年額130万円以上(満18歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)であつては、 <u>年額150万円以上</u> の恒常的な所得があると見込まれる者 8～10 略 (条例第19条の3第3項等に規定する人事委員会規則で定める方法) 第14条の9 条例第19条の3第3項(条例第20条第5項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する人事委員会規則で定める方法は、任命権者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。)と公示事項(条例第19条の3第3項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。)の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(任命権者の使用に係る電子計算機と電気通信回	(扶養手当) 第11条 略 2～6 略 7 任命権者は、第1項の届出を受けたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。第2項に規定する場合においても、同様とする。この場合において、次の各号に掲げる者を扶養親族と認定することはできない。 (1) 略 (2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者 8～10 略

線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 任命権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

第14条の10～第14条の13 略

別記第3号様式(第14条の11関係)略

第14条の9～第14条の12 略

別記第3号様式(第14条の10関係)略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第14条の12を第14条の13とし、第14条の9から第14条の11までを1条ずつ繰り下げ、第14条の8の次に1条を加える改正規定及び別記第3号様式の改正規定は、同年5月21日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第12号

教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の通勤手当に関する規則(昭和33年和歌山県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、新たに条例第15条の3第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、人事委員会が定める様式の通勤届にその通勤の実情を記入の上速やかに任命権者に提出しなければならない。同項の職員が住居、通勤経路、<u>通勤方法若しくは同条第4項に規定する駐車場等(以下「駐車場等」という。)を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があった場合についても同様とする</u></p> <p>2 略</p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第4条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)の提示又は第11条の2に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が条例第15条の3第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第5条 略</p>	<p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、新たに条例第15条の3第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、人事委員会が定める様式の通勤届にその通勤の実情を記入の上速やかに任命権者に提出しなければならない。同項の職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第4条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第15条の3第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第5条 略</p>

(交通の用具)

第5条の2 条例第15条の3第1項第2号の人事委員会規則で定める交通の用具は、次の各号に掲げるもの(国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。)とする。

- (1) 自転車
- (2) 原動機付自転車、自動車その他の原動機付の交通用具

(定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)

第5条の3 条例第15条の3第2項(職員の育児休業等に関する条例(平成4年和歌山県条例第9号。以下この項において「育児休業条例」という。))第20条(育児休業条例第25条において準用する場合を含む。))又は第28条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)の人事委員会規則で定める職員は、1箇月当たりの平均通勤所要回数が10回に満たない職員とする。

2 条例第15条の3第2項の人事委員会規則で定める割合は、100分の50とする。

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第6条 普通交通機関等(条例第15条の3第3項に規定する新幹線鉄道等(以下「新幹線鉄道等」という。))以外の交通機関をいう。以下同じ。)に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第7条 略

第8条 条例第15条の3第2項第1号に規定する運賃等相当額(次項及び第11条の4第4項において「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1)～(3) 略

2 略

(自転車等使用者の支給額)

第9条 条例第15条の3第2項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 自転車等(自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車に限る。次号において同じ。))を除く。以下この号において同じ。)を使用する職員 次のアからナまでに掲げる自転車等の使用距離の区分に応じ、それぞれアからナまでに定める額

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第6条 普通交通機関等(条例第15条の3第4項に規定する新幹線鉄道等(以下「新幹線鉄道等」という。))以外の交通機関をいう。以下同じ。)に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第7条 略

第8条 条例第15条の3第2項第1号に規定する運賃等相当額(次項及び第11条の2第4項において「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1)～(3) 略

2 略

(定年前再任用短時間勤務職員、修学部分休業職員及び高齢者部分休業職員に係る通勤手当の減額)

第8条の2 条例第15条の3第2項(職員の育児休業等に関する条例(平成4年和歌山県条例第9号。以下「育児休業条例」という。))第20条(育児休業条例第25条において準用する場合を含む。))又は第28条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の人事委員会規則で定める職員は、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員とし、同項の人事委員会規則で定める割合は、100分の50とする。

(交通の用具)

第9条 条例第15条の3第1項第2号に規定する交通の用具は、次の各号に掲げるものとする。ただし、国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。

- (1) 自転車

ア	片道5キロメートル未満	2,000円
イ	片道5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
ウ	片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7,300円
エ	片道15キロメートル以上20キロメートル未満	1万400円
オ	片道20キロメートル以上25キロメートル未満	1万3,500円
カ	片道25キロメートル以上30キロメートル未満	1万6,600円
キ	片道30キロメートル以上35キロメートル未満	1万9,700円
ク	片道35キロメートル以上40キロメートル未満	2万2,800円
ケ	片道40キロメートル以上45キロメートル未満	2万5,900円
コ	片道45キロメートル以上50キロメートル未満	2万9,100円
サ	片道50キロメートル以上55キロメートル未満	3万2,300円
シ	片道55キロメートル以上60キロメートル未満	3万5,500円
ス	片道60キロメートル以上65キロメートル未満	3万8,700円
セ	片道65キロメートル以上70キロメートル未満	4万2,200円
ソ	片道70キロメートル以上75キロメートル未満	4万5,700円
タ	片道75キロメートル以上80キロメートル未満	4万9,200円
チ	片道80キロメートル以上85キロメートル未満	5万2,700円
ツ	片道85キロメートル以上90キロメートル未満	5万6,200円
テ	片道90キロメートル以上95キロメートル未満	5万9,600円
ト	片道95キロメートル以上100キロメートル未満	6万3,000円
ナ	片道100キロメートル以上	6万6,400円

- (2) 自動車を使用する職員 次のアからハまでに掲げる自動車(自動車を使用し、かつ、自転車等(自動車を除く。))を使用する場合は、自転車等の使用距離の区分に応じ、それぞれアからハまでに定める額

ア	片道4キロメートル未満	2,000円
イ	片道4キロメートル以上8キロメートル未満	4,700円
ウ	片道8キロメートル以上12キロメートル未満	7,400円
エ	片道12キロメートル以上15キロメートル未満	1万100円
オ	片道15キロメートル以上16キロメートル未満	1万400円
カ	片道16キロメートル以上20キロメートル未満	1万2,800円
キ	片道20キロメートル以上24キロメートル未満	1万5,500円
ク	片道24キロメートル以上28キロメートル未満	1万8,200円
ケ	片道28キロメートル以上32キロメートル未満	2万900円
コ	片道32キロメートル以上36キロメートル未満	2万3,600円
サ	片道36キロメートル以上40キロメートル未満	2万6,300円
シ	片道40キロメートル以上44キロメートル未満	2万9,000円
ス	片道44キロメートル以上48キロメートル	

- (2) 原動機付自転車、自動車その他の原動機付の交通用具

未満	3万1,700円
セ	片道48キロメートル以上52キロメートル
未満	3万3,100円
ソ	片道52キロメートル以上55キロメートル
未満	3万4,500円
タ	片道55キロメートル以上56キロメートル
未満	3万5,500円
チ	片道56キロメートル以上60キロメートル
未満	3万5,900円
ツ	片道60キロメートル以上65キロメートル
未満	3万8,700円
テ	片道65キロメートル以上70キロメートル
未満	4万2,200円
ト	片道70キロメートル以上75キロメートル
未満	4万5,700円
ナ	片道75キロメートル以上80キロメートル
未満	4万9,200円
ニ	片道80キロメートル以上85キロメートル
未満	5万2,700円
ヌ	片道85キロメートル以上90キロメートル
未満	5万6,200円
ネ	片道90キロメートル以上95キロメートル
未満	5万9,600円
ノ	片道95キロメートル以上100キロメートル
未満	6万3,000円
ハ	片道100キロメートル以上
円	6万6,400

2 条例第15条の3第2項第2号に規定する自動車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車とする。

(通勤手当の支給対象駐車場)

第9条の2 条例第15条の3第3項の人事委員会規則で定める自転車駐車場又は自動車駐車場は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 職員が通勤のために常例として利用している第2条第3項に規定する交通機関の駅、停留所等（以下この号及び次項において「通勤利用駅等」という。）の周辺にあるものであって、かつ、当該通勤利用駅等を利用するため常例として通勤に使用する前条第1項に規定する交通の用具を駐車するためのものであること。
- (2) 職員が自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第3条に規定する保管場所とするものでないこと。
- (3) 駐車料金が月又は年を単位として定められているものであること。

2 前項第1号の交通の用具を使用する通勤経路の区間（同号の通勤利用駅等と同号の職員の住居、勤務公署又は他の通勤利用駅等の間をいう。）ごとに、当該区間の当該交通の用具を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル以上でなければならない。ただし、第5条各号のいずれかに該当する職員で、当該交通の用具を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものにあつては、この限りでない。

(1か月当たりの駐車料金の算出方法等)

第9条の3 前条第1項の自転車駐車場又は自動車駐車場の1か月当たりの駐車料金の額の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1か月を単位として定められている駐車料金を負担する場合にあつては、当該駐車料金の額とする。
- (2) 前号に規定する駐車料金以外の駐車料金（月又は年を単位として定められているものに限る。）を負担する場合にあつては、当該駐

(条例第15条の3第3項の人事委員会規則で定める職員)
 第10条 条例第15条の3第3項の人事委員会規則で定める職員は、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められる職員とする。

(新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第11条 略
 2 略

3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、条例第15条の3第3項第1号に規定する特別料金等相当額(第11条の4第4項において「特別料金等相当額」という。)の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(駐車場等の要件)

第11条の2 条例第15条の3第4項の人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 勤務公署の周辺又は第4条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして人事委員会が定める経路上にある交通機関の駅、停留所その他の発着場所の周辺にある施設であること。
- (2) その利用について職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者を含む。)若しくは条例第14条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める施設でないこと

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自転車等の駐車のための施設の状況、職員の事情その他の考慮すべき事情により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適當であると人事委員会が認めるときは、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第11条の3 条例第15条の3第4項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円)とする。

- (1) 一の駐車場等を利用する場合 次のアから

車料金の額を当該駐車料金に係る期間の月数で除して得た駐車料金の額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

- (3) 2以上の自転車駐車場又は自動車駐車場を利用する場合にあつては、それぞれの自転車駐車場又は自動車駐車場の駐車料金について、第1号又は第2号の算出方法により算出した1か月当たりの駐車料金の額の合計額とする。
- 2 条例第15条の3第3項に規定する1か月当たりの駐車料金の額の2分の1に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(条例第15条の3第4項の人事委員会規則で定める職員)
 第10条 条例第15条の3第4項の人事委員会規則で定める職員は、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められる職員とする。

(新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第11条 略
 2 略

3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、条例第15条の3第4項第1号に規定する特別料金等相当額(次条第4項において「特別料金等相当額」という。)の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

ウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ
アからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定めら
れている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年
によって定めた期間に限る。)が2以上の
月にわたる場合 当該料金の額をそのわた
る月の数で除して得た額(その額に1円未
満の端数があるときは、その端数を切り捨
てた額)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 人事
委員会が定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞ
れの駐車場等について前号アからウまでに定
める額を合計した額

(支給日等)

第11条の4 略

2・3 略

4 条例第15条の3第6項の人事委員会規則で定
める通勤手当は、運賃等相当額をその支給単位
期間の月数で除して得た額(普通交通機関等が
2以上ある場合においては、その合計額)、同
条第2項第2号に定める額、特別料金等相当額
をその支給単位期間の月数で除して得た額(新
幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その
合計額)及び同条第4項第1号に定める額の合
計額(第12条の2第2項において「1か月当
たりの通勤手当算出基礎額」という。)が15万円
を超えるときにおける通勤手当とし、条例第15
条の3第6項の人事委員会規則で定める期間は
、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間の
うち最も長い支給単位期間とする。

(返還の事由及び額等)

第12条の2 条例第15条の3第7項の人事委員会
規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給
単位期間に係るものを除く。)を支給される職
員について生じた次の各号のいずれかに掲げる
事由とする。

(1) 略

(2) 通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変
更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了
し、又は通勤のため負担する運賃等の額若し
くは駐車場等の料金に変更があったことによ
り、通勤手当の額が改定される場合

(3)・(4) 略

2・3 略

(支給日等)

第11条の2 略

2・3 略

4 条例第15条の3第6項の人事委員会規則で定
める通勤手当は、運賃等相当額をその支給単位
期間の月数で除して得た額(普通交通機関等が
2以上ある場合においては、その合計額)、同
条第2項第2号に定める額及び特別料金等相当
額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新
幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その
合計額)の合計額(第12条の2第2項におい
て「1か月当たりの通勤手当算出基礎額」とい
う。)が15万円を超えるときにおける通勤手当
とし、条例第15条の3第6項の人事委員会規則
で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る
支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とす
る。

(返還の事由及び額等)

第12条の2 条例第15条の3第7項の人事委員会
規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給
単位期間に係るものを除く。)を支給される職
員について生じた次の各号のいずれかに掲げる
事由とする。

(1) 略

(2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は
通勤のため負担する運賃等の額に変更があっ
たことにより、通勤手当の額が改定される場
合

(3)・(4) 略

2・3 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(施行日前から駐車場等を利用している職員の届出)

2 この規則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)前から駐車場等(教育職員の給与に
関する条例の一部を改正する条例(令和8年和歌山県条例3号)による改正後の教育職員の給与に関する
条例(昭和28年和歌山県条例第52号)第15条の3第4項に規定する駐車場等をいう。)を利用している職
員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備す
るに至った者は、この規則による改正後の教育職員の通勤手当に関する規則第3条の規定の例により、そ
の実情を届け出なければならない。

和歌山県人事委員会規則第13号

教育職員の第二種初任給調整手当に関する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の第二種初任給調整手当に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号。以下「教育職員条例」という。）第15条の4の2の規定に基づき、教育職員（以下「職員」という。）の第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(第二種初任給調整手当の特定額に関して人事委員会規則で定める職員及び額)

第2条 教育職員条例第15条の4の2第1項の人事委員会規則で定める職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とし、当該定年前再任用短時間勤務職員の特定額（教育職員条例第15条の4の2第1項に規定する特定額をいう。第4条、第5条及び第6条第1項において同じ。）の算定の基礎となる額として人事委員会規則で定める額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、教育職員条例第8条の2第2項及び第11条の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額とする。

(第二種初任給調整手当の基準額)

第3条 教育職員条例第15条の4の2第1項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額は、国家公務員の例による。

(第二種初任給調整手当の支給期間の終期)

第4条 教育職員条例第15条の4の2第1項の人事委員会規則で定める日は、特定額が基準額（同項に規定する基準額をいう。次条並びに第6条第1項及び第2項において同じ。）以上となった日の前日とする。

(第二種初任給調整手当の支給額)

第5条 教育職員条例第15条の4の2第2項の規定による第二種初任給調整手当の月額は、基準額と特定額との差額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下この条において「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じて得た数を乗じ、その額を12で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額）（定年前再任用短時間勤務職員にあっては当該額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては当該額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、勤務時間条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員にあっては当該額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

(第二種初任給調整手当の権衡職員の範囲等)

第6条 教育職員条例第15条の4の2第3項の人事委員会規則で定める職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして同条第1項の規定を適用するとしたならば特定額として算定されることとなる額（次項において「権衡職員特定額」という。）が基準額を下回る職員とする。

2 前項に定める職員の第二種初任給調整手当の支給期間は、同項に定める職員となった日から権衡職員特定額が基準額以上となった日の前日までとする。

3 前条の規定は、第1項に定める職員の第二種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額」とあるのは、「次条第1項に規定する権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

(第二種初任給調整手当の支給)

第7条 第二種初任給調整手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(教育職員条例附則第12項の規定の適用を受ける職員の第二種初任給調整手当に関する読替え)

2 教育職員条例附則第12項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、同条中次の表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）	教育職員条例附則第12項の規定の適用を受ける職員
当該定年前再任用短時間勤務職員	当該職員
定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額	給料月額
級	級並びに教育職員条例第9条第1項、第10条第2項及び第3項並びに第11条の規定により当該職員の受ける号給
応じた額	応じた額に100分の99.38を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）

(暫定再任用職員に関する経過措置)

3 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第42号）附則第9項に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条の規定を適用する。

4 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第55号）附則第3項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条（第6条第3項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

和歌山県人事委員会規則第14号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和51年和歌山県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(義務教育等教員特別手当の月額) 第2条 次条第2号に定める校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号	(義務教育等教員特別手当の月額) 第2条 次条第2号に定める校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号

に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（定年前再任用短時間勤務職員（条例第9条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）にあってはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下この項において「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下この項において「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

(1) 略

(2) 条例第20条の2第1項に規定する職員のうち、条例第15条の規定による産業教育手当（以下この号及び次号において「産業教育手当」という。）又は条例第16条の2の2の規定による定時制通信教育手当（以下この号及び次号において「定時制通信教育手当」という。）を支給される職員で、農業に係る産業教育又は定時制教育（夜間において授業を行う課程に係るものに限る。）若しくは通信教育に従事するもの、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第1に掲げる額に4分の3を乗じて得た額（産業教育手当及び定時制通信教育手当の支給を受けない期間にあっては、別表第1に掲げる額）

(3)・(4) 略

(5) 前号に規定する職員のうち、条例第16条の2の規定による夜間学級担当手当（以下この号において「夜間学級担当手当」という。）を支給される職員、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額に4分の3を乗じて得た額（夜間学級担当手当の支給を受けない期間にあっては、別表第2に掲げる額）

2 略

に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（定年前再任用短時間勤務職員（条例第9条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）にあってはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

(1) 略

(2) 条例第20条の2第1項に規定する職員のうち、条例第15条の規定による産業教育手当（以下「産業教育手当」という。）又は条例第16条の2の規定による定時制通信教育手当（以下「定時制通信教育手当」という。）を支給される職員で、農業に係る産業教育又は定時制教育（夜間において授業を行う課程に係るものに限る。）若しくは通信教育に従事するもの、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第1に掲げる額に4分の3を乗じて得た額（産業教育手当及び定時制通信教育手当の支給を受けない期間にあっては、別表第1に掲げる額）

(3)・(4) 略

2 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項各号列記以外の部分の改正規定及び同項第2号の改正規定（「第16条の2」を「第16条の2の2」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第15号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(扶養手当) 第7条 略 2～6 略 7 任命権者は、第1項の届出を受けたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。第2項に規定する場合においても、同様とする。この場合において、次の各号に掲げる者を扶養親族と認定することができない。 (1) 略 (2) 年額130万円以上(満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)であつては、年額150万円以上)の恒常的な所得があると見込まれる者 8～10 略</p> <p>(条例第21条の3第3項等に規定する人事委員会規則で定める方法) 第14条の9 <u>条例第21条の3第3項(条例第22条第5項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)</u>に規定する人事委員会規則で定める方法は、任命権者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。)<u>と公示事項(条例第21条の3第3項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。)</u>の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(任命権者の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)<u>とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u> (1) <u>任命権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</u> (2) <u>インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)</u>を使用するもの</p> <p>第14条の10～第14条の13 略 別記第3号様式(第14条の11関係) 略</p>	<p>(扶養手当) 第7条 略 2～6 略 7 任命権者は、第1項の届出を受けたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。第2項に規定する場合においても、同様とする。この場合において、次の各号に掲げる者を扶養親族と認定することができない。 (1) 略 (2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者 8～10 略</p> <p>第14条の9～第14条の12 略 別記第3号様式(第14条の10関係) 略</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第14条の12を第14条の13とし、第14条の9から第14条の11までを1条ずつ繰り下げ、第14条の8の次に1条を加える改正規定及び別記第3号様式の改正規定は、同年5月21日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第16号

警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

警察官の通勤手当に関する規則(昭和33年和歌山県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(届出) 第3条 警察官は、新たに条例第13条第1項の警察官たる要件を具備するに至った場合には、人事委員会が定める様式の通勤届にその通勤の実情を記入の上速やかに任命権者に提出しなければならない。同項の警察官が住居、通勤経路、通勤方法若しくは同条第4項に規定する駐車場等(以下「駐車場等」という。)を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があった場合についても同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(確認及び決定) 第4条 任命権者は、警察官から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)の提示又は第11条の2に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が条例第13条第1項の警察官たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第5条 略</p> <p>(交通の用具) 第5条の2 条例第13条第1項第2号の人事委員会規則で定める交通の用具は、次の各号に掲げるもの(国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。)とする。 ① 自転車 ② 原動機付自転車、自動車その他の原動機付の交通用具</p> <p>(定年前再任用短時間勤務警察官等に係る通勤手当の減額) 第5条の3 条例第13条第2項(職員の育児休業等に関する条例(平成4年和歌山県条例第9号。以下この項において「育児休業条例」という。))第21条(育児休業条例第25条において準用する場合を含む。))又は第29条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)の人事委員会規則で定める警察官は、1箇月当たりの平均通勤所要回数が10回に満たない警察官とする。</p> <p>2 条例第13条第2項の人事委員会規則で定める割合は、100分の50とする。</p> <p>(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準) 第6条 普通交通機関等(条例第13条第3項に規定する新幹線鉄道等(以下「新幹線鉄道等」という。))以外の交通機関をいう。以下同じ。)に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。</p> <p>第7条 略</p> <p>第8条 条例第13条第2項第1号に規定する運賃等相当額(次項及び第11条の4第4項において「運賃等相当額」という。)は、次項に該当す</p>	<p>(届出) 第3条 警察官は、新たに条例第13条第1項の警察官たる要件を具備するに至った場合には、人事委員会が定める様式の通勤届にその通勤の実情を記入の上速やかに任命権者に提出しなければならない。同項の警察官が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(確認及び決定) 第4条 任命権者は、警察官から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第13条第1項の警察官たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第5条 略</p> <p>(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準) 第6条 普通交通機関等(条例第13条第4項に規定する新幹線鉄道等(以下「新幹線鉄道等」という。))以外の交通機関をいう。以下同じ。)に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。</p> <p>第7条 略</p> <p>第8条 条例第13条第2項第1号に規定する運賃等相当額(次項及び第11条の2第4項において「運賃等相当額」という。)は、次項に該当す</p>

る場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1)～(3) 略

2 略

(自転車等使用者の支給額)

第9条 条例第13条第2項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる警察官の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 自転車等（自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車に限る。次号において同じ。）を除く。以下この号において同じ。）を使用する警察官
次のアからナまでに掲げる自転車等の使用距離の区分に応じ、それぞれアからナまでに定める額

ア	片道5キロメートル未満	2,000円
イ	片道5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
ウ	片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7,300円
エ	片道15キロメートル以上20キロメートル未満	1万400円
オ	片道20キロメートル以上25キロメートル未満	1万3,500円
カ	片道25キロメートル以上30キロメートル未満	1万6,600円
キ	片道30キロメートル以上35キロメートル未満	1万9,700円
ク	片道35キロメートル以上40キロメートル未満	2万2,800円
ケ	片道40キロメートル以上45キロメートル未満	2万5,900円
コ	片道45キロメートル以上50キロメートル未満	2万9,100円
サ	片道50キロメートル以上55キロメートル未満	3万2,300円
シ	片道55キロメートル以上60キロメートル未満	3万5,500円
ス	片道60キロメートル以上65キロメートル未満	3万8,700円
セ	片道65キロメートル以上70キロメートル未満	4万2,200円
ソ	片道70キロメートル以上75キロメートル未満	4万5,700円
タ	片道75キロメートル以上80キロメートル未満	4万9,200円
チ	片道80キロメートル以上85キロメートル未満	5万2,700円
ツ	片道85キロメートル以上90キロメートル未満	5万6,200円
テ	片道90キロメートル以上95キロメートル未満	5万9,600円

る場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1)～(3) 略

2 略

(定年前再任用短時間勤務警察官等に係る通勤手当の減額)

第8条の2 条例第13条第2項（職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下この項において「育児休業条例」という。）第21条（育児休業条例第25条において準用する場合を含む。）又は第29条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の人事委員会規則で定める警察官は、1箇月当たりの平均通勤所要回数が10回に満たない警察官とする。

2 条例第13条第2項の人事委員会規則で定める割合は、100分の50とする。

(交通の用具)

第9条 条例第13条第1項第2号に規定する交通の用具は、次の各号に掲げるものとする。ただし、国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。

(1) 自転車

- ト 片道95キロメートル以上100キロメートル未満 6万3,000円
 ナ 片道100キロメートル以上 6万6,400円
- (2) 自動車を使用する警察官 次のアからハまでに掲げる自動車(自動車を使用し、かつ、自転車等(自動車を除く。))を使用する場合は、自転車等の使用距離の区分に応じ、それぞれアからハまでに定める額
- ア 片道4キロメートル未満 2,000円
 イ 片道4キロメートル以上8キロメートル未満 4,700円
 ウ 片道8キロメートル以上12キロメートル未満 7,400円
 エ 片道12キロメートル以上15キロメートル未満 1万100円
 オ 片道15キロメートル以上16キロメートル未満 1万400円
 カ 片道16キロメートル以上20キロメートル未満 1万2,800円
 キ 片道20キロメートル以上24キロメートル未満 1万5,500円
 ク 片道24キロメートル以上28キロメートル未満 1万8,200円
 ケ 片道28キロメートル以上32キロメートル未満 2万900円
 コ 片道32キロメートル以上36キロメートル未満 2万3,600円
 サ 片道36キロメートル以上40キロメートル未満 2万6,300円
 シ 片道40キロメートル以上44キロメートル未満 2万9,000円
 ス 片道44キロメートル以上48キロメートル未満 3万1,700円
 セ 片道48キロメートル以上52キロメートル未満 3万3,100円
 ソ 片道52キロメートル以上55キロメートル未満 3万4,500円
 タ 片道55キロメートル以上56キロメートル未満 3万5,500円
 チ 片道56キロメートル以上60キロメートル未満 3万5,900円
 ツ 片道60キロメートル以上65キロメートル未満 3万8,700円
 テ 片道65キロメートル以上70キロメートル未満 4万2,200円
 ト 片道70キロメートル以上75キロメートル未満 4万5,700円
 ナ 片道75キロメートル以上80キロメートル未満 4万9,200円
 ニ 片道80キロメートル以上85キロメートル未満 5万2,700円
 ヌ 片道85キロメートル以上90キロメートル未満 5万6,200円
 ネ 片道90キロメートル以上95キロメートル未満 5万9,600円
 ノ 片道95キロメートル以上100キロメートル未満 6万3,000円
 ハ 片道100キロメートル以上 6万6,400円

(2) 原動機付自転車、自動車その他の原動機付の交通用具

2 条例第13条第2項第2号に規定する自動車は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車とする。

(通勤手当の支給対象駐車場)
 第9条の2 条例第13条第3項の人事委員会規則で定める自転車駐車場又は自動車駐車場は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 警察官が通勤のために常例として利用して

いる第2条第3項に規定する交通機関の駅、停留所等（以下この号及び次項において「通勤利用駅等」という。）の周辺にあるものであって、かつ、当該通勤利用駅等を利用するため常例として通勤に使用する前条第1項に規定する交通の用具を駐車するためのものであること。

(2) 警察官が自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第3条に規定する保管場所とするものでないこと。

(3) 駐車料金が月又は年を単位として定められているものであること。

2 前項第1号の交通の用具を使用する通勤経路の区間（同号の通勤利用駅等と同号の警察官の住居、勤務公署又は他の通勤利用駅等の間をいう。）ごとに、当該区間の当該交通の用具を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル以上でなければならない。ただし、第5条各号のいずれかに該当する警察官で、当該交通の用具を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものにあつては、この限りでない。

（1か月当たりの駐車料金の算出方法等）

第9条の3 前条第1項の自転車駐車場又は自動車駐車場の1か月当たりの駐車料金の額の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 1か月を単位として定められている駐車料金を負担する場合にあつては、当該駐車料金の額とする。

(2) 前号に規定する駐車料金以外の駐車料金（月又は年を単位として定められているものに限る。）を負担する場合にあつては、当該駐車料金の額を当該駐車料金に係る期間の月数で除して得た駐車料金の額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(3) 2以上の自転車駐車場又は自動車駐車場を利用する場合にあつては、それぞれの自転車駐車場又は自動車駐車場の駐車料金について、第1号又は第2号の算出方法により算出した1か月当たりの駐車料金の額の合計額とする。

2 条例第13条第3項に規定する1か月当たりの駐車料金の額の2分の1に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（条例第13条第4項の人事委員会規則で定める警察官）

第10条 条例第13条第4項の人事委員会規則で定める警察官は、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められる警察官とする。

（新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第11条 略

2 略

3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、条例第13条第4項第1号に規定する特別料金等相当額（次条第4項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道

（条例第13条第3項の人事委員会規則で定める警察官）

第10条 条例第13条第3項の人事委員会規則で定める警察官は、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められる警察官とする。

（新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第11条 略

2 略

3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、条例第13条第3項第1号に規定する特別料金等相当額（第11条の4第4項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹

線鉄道等」と読み替えるものとする。

(駐車場等の要件)

第11条の2 条例第13条第4項の人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 勤務公署の周辺又は第4条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして人事委員会が定める経路上にある交通機関の駅、停留所その他の発着場所の周辺にある施設であること。

(2) その利用について警察官の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者を含む。)若しくは条例第12条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自転車等の駐車のための施設の状況、警察官の事情その他の考慮すべき事情により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると人事委員会が認めるときは、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第11条の3 条例第13条第4項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円)とする。

(1) 一の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によって定めた期間に限る。)が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 人事委員会が定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

(支給日等)

第11条の4 略

2・3 略

4 条例第13条第6項の人事委員会規則で定める通勤手当は、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、同条第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)及び同条第4項第1号に定める額の合計額(第12条の2第2項において「1か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。)が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第13条第6項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

(返還の事由及び額等)

第12条の2 条例第13条第7項の人事委員会規則

等」と読み替えるものとする。

(支給日等)

第11条の2 略

2・3 略

4 条例第13条第6項の人事委員会規則で定める通勤手当は、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、同条第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額(第12条の2第2項において「1か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。)が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第13条第6項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

(返還の事由及び額等)

第12条の2 条例第13条第7項の人事委員会規則

で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される警察官について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 略
- (2) 通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3)・(4) 略

2・3 略

で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される警察官について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 略
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3)・(4) 略

2・3 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(施行日前から駐車場等を利用している警察官の届出)

2 この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前から駐車場等（警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和8年和歌山県条例26号）による改正後の警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）第13条第4項に規定する駐車場等をいう。）を利用している警察官であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の警察官たる要件を具備するに至った者は、この規則による改正後の警察官の通勤手当に関する規則第3条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

和歌山県人事委員会規則第17号

警察官の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察官の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

警察官の特地勤務手当に関する規則（昭和58年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手当の額)</p> <p>第3条 特地勤務手当の月額は、<u>給料及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる特地公署の級別区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 1級地 <u>100分の4</u> (2) 2級地 <u>100分の8</u> (3) 3級地 <u>100分の12</u> <p>2 <u>前項の特地公署の級別区分は、別表に定めるとおりとする。</u></p> <p>(端数計算)</p> <p>第4条 <u>前条第1項の規定による特地勤務手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって、当該特地勤務手当の</u></p>	<p>(手当の額)</p> <p>第3条 特地勤務手当の月額は、<u>別表の級別区分欄に掲げる公署の級別区分に応じ、次の各号に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている警察官にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 1級地 <u>4,000円</u> (2) 2級地 <u>7,000円</u> (3) 3級地 <u>1万円</u>

月額とする。

(報告)

第5条 略

2 略

3 前2項に定める場合のほか、任命権者は、特
地公署及びその級別区分の見直しを行うに際し
て人事委員会が報告を求めた場合は、特地公署
の所在地における生活環境等の実情について、
別記様式により人事委員会に報告するものとす
る。

附 則

別記様式 (第5条関係)
略

(報告)

第4条 略

2 略

3 前2項に定める場合のほか、任命権者は、特
地公署の所在地における生活環境等の実情につ
いて、5年ごとに、別記様式により人事委員会
に報告するものとする。

(特地公署の見直し)

第5条 特地公署及び級別区分については、5年
ごとに見直すことを例とする。

附 則

(条例附則第10項の規定の適用を受ける警察官
の手当の額)

4 条例附則第10項の規定の適用を受ける警察官
に対する第3条の規定の適用については、当分
の間、同条中「掲げる額」とあるのは、「掲げ
る額に100分の70を乗じて得た額(その額に、
50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て
、50円以上100円未満の端数を生じたときはこ
れを100円に切り上げた額)」とする。

別記様式 (第4条関係)
略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第18号

警察官の第二種初任給調整手当に関する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察官の第二種初任給調整手当に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号。以下「警察職員条例」という。)第19条の2の規定に基づき、警察官の第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(第二種初任給調整手当の特定額に関して人事委員会規則で定める警察官及び額)

第2条 警察職員条例第19条の2第1項の人事委員会規則で定める警察官は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員である警察官(以下「定年前再任用短時間勤務警察官」という。)とし、当該定年前再任用短時間勤務警察官の特定額(警察職員条例第19条の2第1項に規定する特定額をいう。第4条、第5条及び第6条第1項において同じ。)の算定の基礎となる額として人事委員会規則で定める額は、当該定年前再任用短時間勤務警察官に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務警察官の欄に掲げる基準給料月額のうち、警察職員条例第7条の2第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務警察官の属する職務の級に応じた額とする。

(第二種初任給調整手当の基準額)

第3条 警察職員条例第19条の2第1項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額は、国家公務員の例による。

(第二種初任給調整手当の支給期間の終期)

第4条 警察職員条例第19条の2第1項の人事委員会規則で定める日は、特定額が基準額(同項に規定する

基準額をいう。次条並びに第6条第1項及び第2項において同じ。)以上となった日の前日とする。

(第二種初任給調整手当の支給額)

第5条 警察職員条例第19条の2第2項の規定による第二種初任給調整手当の月額、基準額と特定額との差額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号。以下この条において「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じて得た数を乗じ、その額を12で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額)(定年前再任用短時間勤務警察官にあつては当該額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員である警察官及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている警察官にあつては当該額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、勤務時間条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員である警察官にあつては当該額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(第二種初任給調整手当の権衡警察官の範囲等)

第6条 警察職員条例第19条の2第3項の人事委員会規則で定める警察官は、当該警察官を新たに採用された警察官とみなして同条第1項の規定を適用するとしたならば特定額として算定されることとなる額(次項において「権衡警察官特定額」という。)が基準額を下回る警察官とする。

2 前項に定める警察官の第二種初任給調整手当の支給期間は、同項に定める警察官となった日から権衡警察官特定額が基準額以上となった日の前日までとする。

3 前条の規定は、第1項に定める警察官の第二種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額」とあるのは、「次条第1項に規定する権衡警察官特定額」と読み替えるものとする。

(第二種初任給調整手当の支給)

第7条 第二種初任給調整手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(警察職員条例附則第10項の規定の適用を受ける警察官の第二種初任給調整手当に関する読替え)

2 警察職員条例附則第10項の規定の適用を受ける警察官に対する第2条の規定の適用については、同条下次の表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員である警察官(以下「定年前再任用短時間勤務警察官」という。)	警察職員条例附則第10項の規定の適用を受ける警察官
当該定年前再任用短時間勤務警察官	当該警察官
定年前再任用短時間勤務警察官の欄に掲げる基準給料月額	給料月額
級	級並びに警察職員条例第8条第1項並びに第9条第2項及び第3項の規定により当該警察官の受ける号給

応じた額	応じた額に100分の99.38を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）
------	---

(暫定再任用警察官に関する経過措置)

- 3 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第42号）附則第9項に規定する暫定再任用職員である警察官は、定年前再任用短時間勤務警察官とみなして、第2条の規定を適用する。
- 4 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第58号）附則第3項に規定する暫定再任用短時間勤務警察官は、定年前再任用短時間勤務警察官とみなして、第5条（第6条第3項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

和歌山県人事委員会規則第19号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年和歌山県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
機関	職		機関	職	
略	略		略	略	
知事 部局	本庁	理事 知事室長 部長 技監 会計管理者 参事 知事室次長 局長 考 査担当参事 データサイ エンス推進担当参事 全 国育樹祭推進担当参事 空港活性化担当参事 課 長 室長 副課長 主幹 企画員 分室長 旅券 事務長 総括検査員 課 長補佐、班長、主任、企 画調整員、副主任、主査 、副主査又は主事（秘書 課に置く知事又は副知事 の秘書に関する事務を担 当するもの、人事課に置 く人事、組織又は定員配 置に関する事務を担当す るもの、職員課に置く給 与に関する事務を担当す るもの及び考査課に置く 分限又は懲戒に関する事 務を担当するものに限る 。）	知事 部局	本庁	理事 知事室長 部長 技監 会計管理者 参事 知事室次長 万博推進 担当参事 局長 空港活 性化担当参事 課長 室 長 副課長 主幹 企画 員 分室長 旅券事務長 総括検査員 課長補佐 、班長、主任、企画調整 員、副主任、主査、副 主査又は主事（秘書課に 置く知事又は副知事の秘 書に関する事務を担当す るもの、人事課に置く人 事、組織又は定員配置に 関する事務を担当するも の、職員課に置く給与に 関する事務を担当するも の及び考査課に置く分限 又は懲戒に関する事務を 担当するものに限る。）
地方 機	略	略	地方 機	略	略
	東京事務	所長 企画員 次長 企		東京事務	所長 次長 企業誘致統

	所	業誘致統括員	
	略		
	精神保健福祉センター	略	
	こころの医療センター	院長 副院長 部長 医 長(精神科に置くもの に限る。) 副部長(看護 部に置くものに限る。) 事務局長 企画員 事 務局次長 主幹	
	略		
	なぎ看護学校	略	
	略		
教育委員会	教育庁	本庁	教育企画監 局長 参事 課長 副課長 室長 教育企画員 主幹 主任 人事主事 人事主事 課 長補佐、班長、主任、企 画調整員、副主任、主査 、副主査又は主事(総務 課に置く教育委員会の委 員及び教育長の秘書又は 人事に関する事務を担当 するもの並びに教職員課 に置く人事又は給与に関 する事務を担当するもの に限る。)
		教育事務所	所長 副所長 主任人事 主事 人事主事 課長、 主任、企画調整員、副主 任、主査、副主査又は主 事(紀北教育事務所人事 課及び紀南教育事務所人 事給与課に置く人事又は 給与に関する事務を担当 するものに限る。)
	教育機関	略	
		博物館	館長 副館長 教育企画 員 主幹
略	略		
労働委員会事務局	事務局長 事務局次長 課長 主幹		
略	略		

備考 この表の職欄に掲げる職を占める職員は、法律若しくは条例で設置されている職又は規則、和歌山県人事委員会規則、和歌山県人事委員会規則その他組織に関する定めにより

	所	括員	
	略		
	精神保健福祉センター	略	
	略		
	略		
	なぎ看護学校	略	
	こころの医療センター	院長 副院長 部長 医 長(精神科に置くもの に限る。) 副部長(看護 部に置くものに限る。) 事務局長 事務局次長 主幹	
略			
教育委員会	教育庁	本庁	教育企画監 局長 参事 課長 副課長 室長 教育企画員 主幹 人事 主事 課長補佐、班長、 主任、副主任、主査、副 主査又は主事(総務課に 置く教育委員会の委員及 び教育長の秘書に関する 事務を担当するもの及び 教職員課に置く人事又は 給与に関する事務を担当 するものに限る。)
		教育事務所	所長 副所長 人事主事 課長、主任、副主任、 主査、副主査又は主事(紀 北教育事務所人事課及び 紀南教育事務所人事給 与課に置く人事又は給与 に関する事務を担当する ものに限る。)
	教育機関	略	
		博物館	館長 副館長 教育企画 員
略	略		
労働委員会事務局	事務局長 事務局次長 課長		
略	略		

備考 この表の職欄に掲げる職を占める職員は、法律若しくは条例で設置されている職又は規則、和歌山県人事委員会規則、和歌山県人事委員会規則その他組織に関する定めにより

令和8年4月1日において設置されていた職を占めている職員とする。

令和7年4月1日において設置されていた職を占めている職員とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表教育委員会の項の改正規定（「及び教職員課」を「並びに教職員課」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第20号

和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（平成29年和歌山県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>別表第3（第2条関係） 有田川町の管理職員等の範囲</p> <table border="1"> <tr> <td>機関</td> <td>職</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有田川町地域子育て支援センター</td> <td><u>園長</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	機関	職	略		有田川町地域子育て支援センター	<u>園長</u>	略		<p>別表第3（第2条関係） 有田川町の管理職員等の範囲</p> <table border="1"> <tr> <td>機関</td> <td>職</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有田川町地域子育て支援センター</td> <td><u>センター長</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	機関	職	略		有田川町地域子育て支援センター	<u>センター長</u>	略	
機関	職																
略																	
有田川町地域子育て支援センター	<u>園長</u>																
略																	
機関	職																
略																	
有田川町地域子育て支援センター	<u>センター長</u>																
略																	
<p>別表第10（第2条関係） 白浜町の管理職員等の範囲</p> <table border="1"> <tr> <td>機関</td> <td>職</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>町長部局</td> <td><u>町長公室長 会計管理者 課長 副課長 室長 地域包括支援センター長 こども家庭センター長</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	機関	職	略	略	町長部局	<u>町長公室長 会計管理者 課長 副課長 室長 地域包括支援センター長 こども家庭センター長</u>	略		<p>別表第10（第2条関係） 白浜町の管理職員等の範囲</p> <table border="1"> <tr> <td>機関</td> <td>職</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>町長部局</td> <td><u>会計管理者 課長 副課長 室長 地域包括支援 センター長 こども家庭 センター長</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	機関	職	略	略	町長部局	<u>会計管理者 課長 副課長 室長 地域包括支援 センター長 こども家庭 センター長</u>	略	
機関	職																
略	略																
町長部局	<u>町長公室長 会計管理者 課長 副課長 室長 地域包括支援センター長 こども家庭センター長</u>																
略																	
機関	職																
略	略																
町長部局	<u>会計管理者 課長 副課長 室長 地域包括支援 センター長 こども家庭 センター長</u>																
略																	
<p>別表第13（第2条関係） 那智勝浦町の管理職員等の範囲</p> <table border="1"> <tr> <td>機関</td> <td>職</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>クリーンセンター</td> <td><u>センター長</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	機関	職	略		クリーンセンター	<u>センター長</u>	略		<p>別表第13（第2条関係） 那智勝浦町の管理職員等の範囲</p> <table border="1"> <tr> <td>機関</td> <td>職</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>清掃管理事務所</td> <td><u>所長</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	機関	職	略		清掃管理事務所	<u>所長</u>	略	
機関	職																
略																	
クリーンセンター	<u>センター長</u>																
略																	
機関	職																
略																	
清掃管理事務所	<u>所長</u>																
略																	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第3及び別表第13の改正規定は、公布の日から施行する。